

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

第27準備書面

—被告準備書面(9)への反論—

2014年(平成26)年9月24日

金沢地方裁判所民事部合議B1係御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵正明



外

第1 はじめに

被告は、準備書面(9)において、民事差止訴訟における主張立証責任の一般原則を繰り返し、本件訴訟においてもかかる一般原則を変更することはできないと主張する。

しかし、原告は、第21準備書面において、福島第一原発事故後の社会において司法はどのような役割を果たすべきかという問題意識を出発点として、原発訴訟の特殊性を踏まえた司法判断の枠組みについての議論を丁寧に行ったものである。原発訴訟が係属する（又は係属する可能性がある）各地の裁判所においても、このような問題意識は共有されていると言つてよい（甲B232、B233）。

しかるに、被告は、御庁から平成26年4月23日の進行協議手続の場で促されていたにもかかわらず、原告からの問題提起に正面から向き合うこともなく、建

前論の回答に終始し、結果として原発訴訟においてあるべき司法判断についての議論は噛み合わないままである。

また、被告は、被告準備書面(9)において、原告らの主張を所々曲解した上で、原告らの主張に反論を述べているが、前提が誤っているので、この点についても反論をする。

もっとも、原告らとしては、被告準備書面(9)に記載されてある事項の全てに逐一反論する必要はないと考えるので、以下では、必要な範囲で反論を加える。

第2 「伊方最高裁判決からのアプローチ」に対する被告の反論の誤り

1 被告は、「伊方最高裁判決の主張立証責任に関する考え方は民事差止訴訟に適用されるべきものではなく」、伊方最高裁判決の解釈から「主張立証責任の実質全面的な転換を結論づける原告の主張」は失当であると述べる（被告準備書面(9)9頁）。

しかし、伊方最高裁判決の主張・立証責任に関する判示部分が、原発民事差止訴訟においてもリーディングケースとなることは学説上も裁判実務上も認められていることであり、また、そもそも原告らは主張・立証責任の実質全面的な転換をすべきとの主張はしていないのであるから、被告の主張はまともな反論となっていない。

2 主張・立証責任については、行政訴訟と枠組みを変える必要性は必ずしもなく、伊方最高裁判決を民事差止訴訟の枠組みでも適用すべきである。

確かに、本件訴訟は、民事差止訴訟であるところ、伊方最高裁判決は行政訴訟における判決であり、異なる点はありうる。例えば、原子炉の設置の許可の取り消し訴訟においては、いわゆる基本設計論により、基本設計に関する行政庁の安全審査の合理性のみが判例上審理対象とされているが、原発民事差止訴訟においては、基本設計事項のみならず詳細設計事項に関する安全性の欠落（危険性）の主張も可能である。

しかし、主張・立証責任について言えば、行政訴訟である伊方最高裁判決の判示するところは、民事差止訴訟についても妥当するというべきである。その理由は、既に原告ら第21準備書面5頁で述べたところの繰り返しになるが、伊方最高裁判決は、主張・立証責任に関する判示を行うにあたって、「資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮」したとしているが、①被告側が資料をすべて保持している点、②専門的知識を被告側が圧倒的に有している点、③原発災害の特殊性、またそれ故に「災害が万が一にも起こらないようにする」という原発をめぐる諸規制の趣旨が当てはまる点は、いずれも民事差止訴訟においても基本的に変わらないからである。

また、伊方最高裁判決の主張・立証責任に関する判示部分が、原発民事差止訴訟においてもリーディングケースとなることは学説上も実務上も論を俟たないところである。

3 また、原告らは主張・立証責任の実質全面的な転換をすべきとの主張はしていないから、被告の反論は的外れである。

原告らが第21準備書面で主張していたことは、①伊方最高裁判決の主張・立証責任に関する判示は原発民事差止訴訟においても当てはまるというべきこと、②原発民事差止訴訟においては、原告側が当該原子炉の特定の安全性に問題があることについてある程度具体的な手がかりを争点提示的に主張した場合には、「被告側において、当該原子炉の安全性に欠ける点がないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証すべきであり、被告がそのような主張、立証を尽くさない場合には、当該原子炉の安全性に欠ける点があることが事実上推認される」と考えられること、③被告が立証すべき「安全性に欠ける点がないこと」の中身は「福島第一原発事故のような深刻な災害を万が一にも起こさないようにするという意味での安全性に欠ける点がないこと」であり、被告がなすべき「立証の程度」も相当程度厳格なものが求められるべきであることにとどまる（原告ら第21準備書面3～11頁）。

上記を見れば明らかなるとおり、原告らは主張・立証責任の実質全面的な転換をすべきなどとの主張はしていないのであるから、被告の主張は、そもそも前提を欠くものであり、牽強付会のそしりを免れないものというべきである。

4 主張・立証責任に関する伊方最高裁判決の判示事項については、原発民事差止訴訟でも妥当するものであることはほぼ争いのことである。そして、原告らの主張は、伊方最高裁判決の趣旨や枠組みを基本として、福島第一原発事故後の社会的・法的要請に最大限合致するように、同最高裁判決が積み残した部分に具体的な内容を盛り込み、「中身」を明確化したものであった（同準備書面26頁）。伊方最高裁判決は原子炉災害が「万が一にも起きないようにする」と述べていたが、原告らは、その伊方最判の趣旨に忠実に沿った解釈論を述べているに過ぎないのである。

第3 立証命題の再構築と大飯判決

1 立証命題の再構築からのアプローチ

仮にいわゆる客観的立証責任が原告らにあるとした場合において、原告らの立証命題はそもそもどのようなものかという観点からのアプローチである。

このアプローチに対して、被告は、「原子力発電所に求められる安全性の高さをもって、原告らが立証すべき具体的危険性の程度を低いもので足りるとするのは論理の飛躍があり、また、かかる帰結にいたる理由は何ら示されておらず、原告らの独自の見解というほかない」（13頁）、「原告らが主張立証すべきは『具体的危険性』であって、『抽象的危険』や『具体的危険の合理的可能性』では足りない。」（14頁）と主張する。

しかしながら、被告の主張は、原告らの主張を全く理解しておらず、何ら批判足りえていない。

原告らは、「安全性」と「具体的危険性」の関係について第21準備書面においてきちんと説明をしているし、後述のとおり、原告らの主張は大飯判決と

基本的考え方を共通にしており、決して独自の考え方ではない。

また、被告が主張する「抽象的危険性」の中身が判然としない。

いずれにしても、原告らが主張しているのは「具体的危険性」の中身（内容）の問題である。

そもそも、ここで原告らが「立証命題の再構築」として主張しているのは、いわゆる「規範的要件」としての立証命題である。例えば、一般に交通事故の被害者が損害賠償請求をする場合の要件として加害者の「過失」が挙げられるが、この「過失」は規範的要件であり、実際の訴訟の場面では「過失を基礎付ける具体的事実」がより直接的な立証命題（主要事実）となる。今、議論しているのは、「規範的要件としての立証命題をどのように構築するか」というレベルの問題である。立証命題の再構築について検討する場合、まずもって、この点を理解し留意すべきである。

2 立証命題の再構築（原告らの主張の整理）

(1) 「危険性」と「安全性」とは表裏一体の関係にあること

そもそも、被告は原告らの主張を全く理解していないので、今一度、原告らの主張を整理する。

従来、原告らの立証命題は「具体的危険性」と言われてきた。ここで言う「危険性」の意味が問題となるが、「危険性」とは、「安全性に欠けること」であり「安全性」のいわば裏返しとなる。「安全性」と「危険性」は、表裏一体の関係にある。

(2) 原発に求められる「安全性」

原発に求められる安全性は、「福島原発事故のような重大な災害・過酷事故が万が一にも起こらないようにするための安全性」という意味での「絶対的あるいはそれに準ずる程度の極めて高度な安全性」である。そのことは、既に第11準備書面、第21準備書面等で述べてきたとおりである。

すなわち、福島第一原発事故からも明らかのように、原発災害による被害は、①「コミュニティを破壊」し、②放射線による障害という「回復不可能な被害」を生じさせ、③日本のみならず大気汚染や海洋汚染など地球規模の「広範囲」に及び、④プルトニウムの半減期に代表されるように「被害の長期間性」という4つの特殊性を持つ（詳細は、原告ら第16準備書面）。このように、原発災害には他の災害には見られない被害の特殊性が存し、事後的な救済が不能あるいは極めて困難なことは明白である。このような甚大かつ回復不能な被害が生じ、人の生命・身体、生活の基盤等の人格権の根源的な部分を侵害するからこそ、原発には極めて高度な安全性が求められるのであり、「福島事故のような重大な災害が・過酷事故が万が一にも起こらないようにする」ことが必要となる。

(3) 原告らが立証すべき「危険性」

原発に求められる安全性が上記のような意味での絶対的あるいはそれに準ずる程度の極めて高度なものとすると、その裏返しとしての原告らが立証すべき「具体的危険性」の内容は、その具体的危険性の程度が極めて低いものであったとしても、合理的な根拠に裏付けられた具体的危険性が僅かでもあればそれで足りるというべきである。

なぜなら、福島事故のような重大な災害・過酷事故が万が一にも起こらないようにするという意味での高度の安全性を求める以上は、具体的危険性の程度がいかに低くとも、その具体的危険の可能性がある限り、安全側に解する必要があるからである。

言い方を換えれば、「具体的危険の可能性」があれば（合理的な根拠に裏付けられた具体的危険性がわずかでもあれば）、「重大な災害・過酷事故が万が一にも起こらないようにするという意味での絶対的あるいはそれに準ずる程度の極めて高度な安全性」があるとは言えないということである。

したがって、従来、原告らの立証命題は、「具体的危険性」と言わされてきたが、実際には、「具体的危険の可能性」（言い換れば、「具体的危険性を否定できないこと」）ということになる。

なお、原告らは、第21準備書面において、立証命題を「具体的危険の合理的可能性」と言っていたが、それは、上記のとおり、具体的危険の可能性が僅かでもあれば原告らの立証命題としてはそれで足りるとしつつも、可能性と言っても相応の合理的根拠に基づくものであることを想定していたからである。しかしながら、「可能性」が相応の合理的根拠に基づくということは、いわば当然のことであり、あえて「合理的可能性」と言う必要はない（むしろ、端的に「具体的危険の可能性」としたほうがすっきりと分かりやすいと思われる）。よって、第21準備書面で「具体的危険の合理的可能性」と主張していたところを、今後は、「具体的危険の可能性」（＝「具体的危険性を否定できないこと」）に表現を統一する。もとより、これは中身（内容）を変更する趣旨ではない。

(4) 「具体的危険の可能性」が規範的要件であること

先にも述べたとおり、原告らが主張する「具体的危険の可能性」（＝具体的危険性を否定できないこと）は、いわゆる規範的要件であり、実際は、これを基礎づける具体的な事実がより直接的な立証命題（主要事実）ということになる。

そして、既に原告らは、例えば、地震やテロ等について、具体的な事実を挙げて詳細に主張・立証している（第13準備書面、第17準備書面、第19準備書面、第22準備書面、第25準備書面等）。

原告らのこれらの主張に対して、被告は、何ら有効な反論をなしていない。

(5) 原告らの主張が、「原告ら独自の見解」ではないこと

被告は原告らの立証命題の再構築からのアプローチを、「原告ら独自の見解」と主張する。

しかしながら、原告らの主張が、「原告ら独自の見解」ではないことは、平成26年5月21日の大飯判決の判示からも明らかである。

以下、項を改めて述べる。

3 第21準備書面と大飯判決

(1) 大飯判決の内容

① 大飯判決の基本的認識

第23準備書面でも述べたとおり、大飯判決は、人格権を最も価値あるものとして強く尊重している。また、福島原発事故を真摯に受け止め、「原子力発電所の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになった」と述べている。

② 原子力発電所に求められる安全性

このような、人格権を最も価値のあるものとして強く尊重していることと、福島原発事故によって原子力発電所の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさが明らかになったという基本的認識から、「原子力発電所に求められる安全性、信頼性は極めて高度」なものでなければならないとし、「万一の場合にも放射性物質の危険から国民を守るべき万全の措置がとられなければならない」と述べる。

そして、「大きな自然災害や戦争以外で、人格権の根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定しがたい」と述べて、「少なくともかような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然」と判断している。

本件原発において、「かような事態（人格権の根源的な権利が極めて広範に奪われるという事態）を招く具体的危険性が万が一でもあるのか」が

判断の対象とされるべきとし、「この判断を避けることは、裁判所に課されたもっとも重要な責務を放棄することに等しい」と述べて、裁判所自らの責務を深く自覚している。

③ 立証責任

そして、立証責任については、「具体的危険性があることの立証責任は原告らが負う」としつつ、「具体的危険でありさえすれば万が一の危険性の立証で足りる」ところに通常の差止め訴訟との違いがあると述べている。

(2) 大飯判決と原告ら第21準備書面の正当性

ア このように、大飯判決は、①人格権を強く尊重していること、②福島原発事故によって明らかになった原発の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさを真摯に受け止めていることから、原発に求められる「安全性」が極めて高度であるということを導き、さらにそこから「あるべき新たな司法判断の枠組み」を構築し、差止めという結論を導いている。

このような思考過程（考え方の道筋）は、基本的に第21準備書面と同じである。

イ そして、大飯判決の「具体的危険でありさえすれば万が一の危険性の立証で足りる」という判断枠組みは、原告らが主張する立証命題を「具体的危険の可能性」（＝「具体的危険性を否定できないこと」）とする判断枠組みと、ほぼ共通の枠組みと言える（少なくとも、実際の適用場面は同じと言える。）。すなわち、原告らの主張は、具体的危険の可能性が僅かでもあれば（＝万が一でもあれば）、差止めが認められるべきであるということであり、大飯判決と共通する。

（3）このように、原告らの立証命題の再構築からのアプローチの主張は大飯判決と共通の考え方であり、原告らの主張の正当性は、この点からもより一層明らかである。

4 被告の主張の不当性

ところで、被告は、「なお、原告らは、過去に原子力発電所に関する裁判を担当した元裁判官らが語ったとされる内容を引用して、原告らの『立証命題』が再構築されるべきであることを理由付けようとしているが、その内容は、いずれも職を離れた個人としての一般的な感想の域を出ず、民事差止め訴訟の一般原則を変更する理由とはなりえない」と主張する。

しかしながら、このような被告の主張にも、福島原発事故後に新たな司法判断の枠組みが求められていることを被告が全く理解していない、あるいはその問題から目を背けようとしていることが容易にうかがわれる。

元裁判官らの述べていることは、単なる一般的な感想などという生ぬるいものではない。福島原発事故という未曾有の悲惨な現状を前に、福島事故前の原発訴訟において請求棄却の判断をした元裁判官がその真摯な反省のもとで、これからのあるべき司法の判断枠組みについて語っているものであり、決して軽視されるべきものではない。

福島原発事故を契機に突きつけられた、これからの司法判断のあり方・司法判断の枠組みという喫緊の課題に、真正面から向き合うことを避けようとする被告の姿勢は、厳しく非難されるべきである。

第4 証明度軽減法理からのアプローチに対する主張の補充

原告らの証明度軽減法理からのアプローチの主張に対する被告の反論に対して、ここでは逐一反論はしないが、ただ、一点、証明度軽減の法理に関して被告が引用する長崎原爆訴訟上告審判決（最高裁平成12年7月18日判決・判例時報1724号29頁）についてのみ補足する。

この判決をもって、最高裁が汎用的かつ論理必然的に証明度軽減を否定したとみることは早計である。すなわち、この判決は、放射線起因性の有無に関して、原審の認定判断を是認し得ないものではないとし、結論的には却下処分の取り消しが確定している。ここから、この判決は、①高度の蓋然性を要求する一方で、

実際の場面では、証明度の引き下げを許容しているものではないか、②あるいは、そもそも裁判実務における「高度の蓋然性」のハードルが高いことを示唆するものではないのではないかという疑問が生じる（甲B278（加藤新太郎「確信と証明度」）576～577頁、甲B279（太田匡彦ジャリスト1202号36頁（平成12年度重要判例解説）））。2つ目の見方をさらに平たく言えば、長崎原爆訴訟上告審判決は、控訴審判決は相当程度の因果関係があると判断したものを、最高裁は、「本件では、（その程度のものでも）高度の蓋然性があるとしてよい」としたものであり、下級審の裁判官が相当程度の蓋然性だと思っているレベルであっても、高度の蓋然性と見てよいということを示したものと見る余地がある（甲B280（「加藤新太郎・「鼎談民事訴訟の現在と展望」発言（『実務民事訴訟口座[第3期]第5巻—証明責任・要件事実論』11～12頁））。証明を一定の幅を持つ基準枠でとらえた場合に証明度は基準枠の下限の問題ということになるが（同12頁）、この第2の見方に立つと、最高裁は、その基準枠の下限がこれまでのラインよりも下でもよいと述べたことを意味するのであり、實際には証明度の引き下げを容認したに等しい。

以上